

令和5年度 第1回 福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和5年7月4日(火)
13:30～15:00

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、大内、金成、金子、佐藤

1 開 会

(室 長) ただいまから、令和5年度第1回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、今年度から事務局を担当いたします賃金室長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日もご出席いただいております第51期福島地方最低賃金審議会委員の皆様のご任期につきましては、令和7年3月31日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、会長及び会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 局長挨拶

(室 長) では、初めに、本日の審議会開催に当りまして、福島労働局長よりご挨拶いたします。

(局 長) この4月に着任いたしました福島労働局長の井口でございます。

審議会委員の皆様には、日頃から労働行政の運営に関しまして、それぞれのお立場からご理解とご協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

また、本日は、委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず

ず、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度は、第51期福島地方最低賃金審議会委員（任期・令和5年度～2年間）として、新しい体制でご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年度の福島県最低賃金につきましては、時間額858円のご答申を8月10日にいただき、10月6日に発効いたしました。

今年度の最低賃金改定の審議は、中央最低賃金審議会において、6月30日に厚生労働大臣から令和5年度地域別最低賃金改定の目安について諮問が行われ、審議がスタートしています。この諮問においては、6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」に配意した調査審議となるよう審議会に要請がなされたところです。

今後、目安について答申がなされた場合は、委員の皆様にも速やかにお伝えさせていただきます。

今年度の福島県最低賃金の改正につきましては、後ほど本審議会に調査審議をお願いさせていただきますが、今年度につきましては、中央最低賃金審議会から示される目安額に関し、そのランク制度が見直され、ランク数が4から3に、福島県についてはDランクからBランクに変更されたことや、物価高騰が続いている状況や新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く状況は大変厳しいものがある等、諸々大変厳しい状況下での調査審議となろうかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして重要なものであり、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金審議会において、公労使で十分に議論していただくことが重要であると考えております。

委員の皆さまにおかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的にご勘案いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

事務局といたしましても円滑な審議に向け、最大限の努力をさせていただきますこととしておりますので、充実したご審議をいただきますことを

重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

(室 長) ありがとうございます。

3 審議会委員の紹介

(室 長) 続きまして、事務局より審議会委員の皆さまを紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の矢吹と申します。

私から、お手元にお配りしている資料 1 ページの審議会委員名簿により委員の皆さまをご紹介します。

公益代表委員、熊沢透委員。橋本寿委員。橋本委員におかれましては、新たに就任となっております。長谷川珠子委員。元井貴子委員。元井委員は本日欠席となっております。元井委員についても新たな就任となっております。森谷吉博委員。

労働者代表委員といたしまして、大越香代子委員。塩澤基委員。志賀一江委員。志賀委員におかれましても新たな就任となっております。高橋誉委員。松本瑛貴委員。松本委員におかれましても新たな就任となっております。

使用者側委員、安達和久委員。大内淳子委員。金成孝典委員。金子市夫委員。金子委員におかれましても新たな就任となっております。佐藤卓也委員。

続きまして事務局を紹介させていただきます。田沼労働基準部長。

(基準部長) 田沼です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 二見賃金指導官。

(指 導 官) 二見です。よろしくお願いいたします。

(補 佐) 以上でございます。よろしくお願いいたします。

(室 長) 議事に入る前に定足数の確認をさせていただきます。

(補 佐) 本日は、公益代表の元井委員が欠席されておりますが、14名の委員の出席をいただいております、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

4 議 事

(室 長) 本日の審議会において予定しております議事等は、

- (1) 会長及び会長代理の選出 のほか
- (2) 福島県最低賃金改正決定の諮問について
- (3) 福島地方最低賃金審議会運営規程について
- (4) 議事の公開について
- (5) 審議会議事録確認者の指名について
- (6) 福島県最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について
- (7) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (8) 参考人の意見聴取について
- (9) 事業場の実地視察について
- (10) 配布資料の説明について
- (11) 次回の審議日程について

です。よろしくお願いいたします。

それでは、会長及び会長代理の選出を行います。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ことになっております。

会長に「熊沢透委員」、会長代理に「森谷吉博委員」を候補者とさせていただきます。

労使委員の皆様よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) ありがとうございます。

ご承認いただきましたので、会長を熊沢委員、会長代理を森谷委員にお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、熊沢会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長) 福島地方最低賃金審議会会長に選出されました熊沢でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ審議会にご出席いただきまして、感謝申し上げます。

今年度から2年間、第51期の最低賃金審議会委員ということですが、新任の委員の方もいらっしゃいます。円滑な審議会の運営ができますよう努めますので、よろしく願いいたします。

さて、昨年度福島県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会から示された「目安額」を参考に、各委員の皆様にご審議をしていただき、時間額858円、令和4年10月6日発効となりました。

本年度は、中央最低賃金審議会から示される目安額については、そのランク制度が見直され、ランク数が4から3に、福島県についてはDランクからBランクに変更となりました。福島県にも期待がされていると受け止めることになると思いますが、春闘の結果も近年にない水準であったということもあり、物価高騰もあり、いろいろな厳しい状況が続いておりますので、厳しい議論になるかもしれませんが、それぞれのお立場から議論を展開していただいて、公益委員といたしましても円滑な審議、全会一致を目指して、進行に努めて参ります。真摯な議論をお願いいたします。議事の公開も始まりますので、それも踏まえましてよろしく願いいたします。

(2) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(会長) 「福島県最低賃金改正決定の諮問」について事務局から説明をお願いします。

(室長) 初めに、井口労働局長から熊沢会長に対しまして、「福島県最低賃金の改正決定に関する諮問」を行わせていただきます。

局長、会長は会場中央へご移動願います。

報道機関の皆様は諮問の撮影を行っていただいて結構ですので、撮影できる場所への移動を許可します。

【局長から会長へ諮問文を手交】

(室長) 会長、局長はお戻り下さい。

報道機関の皆様も撮影を止め、所定の席へお戻りいただき、ここから先の審議については、録画、撮影、録音等はお控え願います。また、これをもって退席される方は、後ろのドアから退室をお願いします。

(室長) 諮問についてご説明させていただきます。

最低賃金法第12条では地域別最低賃金の改正について、労働局長は地域における労働者の賃金状況、労働者の生計費、企業の賃金支払能力を考慮して、必要があると認めるときは、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定する、とされています。

現行の福島県最低賃金は昨年10月6日に改正し、約9か月余りが経過しました。本年度においても県内におけるこれらの状況を総合的に勘案し、最低賃金の改正決定の必要性があるとの判断に至り、本審議会に調査審議をお願いする次第でございます。

6月30日に第66回中央最低賃金審議会が開催され、目安審議が始まっております。その中央の諮問文において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版、経済財政運営と改革の基本方針2023」に配慮した審議をお願いすると記載されております。

諮問文に記載されているこれら資料につきましては、お手元の資料の黄色の色紙の後ろの資料5ページからの資料No.4、7ページ及び11ページからの資料No.5、13ページに最低賃金に関連する部分を抜粋して添付してあります。

資料No.4の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することも含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と記載されております。これと同様の内容は13ページの資料No.5の「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても記載がされております。当審議会おきましても、中央最低賃金審議会の方向性をもって審議される目安額や地域の実情などを勘案して審議していただきたいという趣旨で、今回の諮問文に中央と同じ内容の文言を入れさせていただきました。当事務局といたしましては、本審議会の運営が円滑に進められますよう最大限努力する所存であり、最低賃金の審議に必要なデータの収集を進め、審議の場に提供して円滑な審議の運営に努めて参りたい

と思っております。

以上、説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。何か今の段階でご質問等ある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

(3) 福島地方最低賃金審議会運営規程について

(4) 議事の公開について

(会長) それでは、議事を進めます。

福島地方最低賃金審議会運営規程及び議事の公開についてお諮りします。事務局から説明・提案をお願いします。

(室長) 資料の2ページから4ページをご覧ください。

審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の提出等が盛り込まれております。昨年と変更点はありませんので、昨年度と同じ規程内容をそのまま案とさせていただきます。規程についてはこれを提案とさせていただきます。なお、昨年度までの規程については、5ページからとなります。

議事の公開については、同規程第6条第1項に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されており、昨年度までは、同上ただし書きに当たるとの判断から各専門部会及び「特定最低賃金の必要性等」を審議する場合の本審については非公開として開催してきたところです。

しかしながら、配布資料別冊としていますが、ピンクの色紙の後ろに付けている令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にて、「「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点」を踏まえ公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との考え方が示された

ところでは、その考え方を踏まえ、中央最低賃金審議会では目安審議も含めて「公労使」三者が集まり議論を行う部分は全面公開、「公労」「公使」または「労使」の二者での議論を行う部分は非公開とする取り扱いとする報告がなされました。福島地方最低賃金審議会においても中央最低賃金審議会と同様の取り扱いとすることを提案させていただきます。ただし、「採決の場」については、「ただし書き」に当たることも十分想定されるため、非公開とすることが妥当と考えています。

また、第7条第2項に「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と規定されており、昨年度までは、第6条第1項のただし書きにあたるとして非公開としていた会議に係る議事録及び会議資料について非公開としてきたところでありますが、この部分についても公開となる部分についての議事録等は公開する扱いとすることを提案させていただきます。

昨年度までの規程には、公開に関する規定である第6条及び第7条に関する付帯決議が末尾につけられ、それにより扱われていたもので、その部分を規程案のとおり変更し、規程の末尾に付記することを提案させていただきます。

その他、参考人意見聴取の場については、当事者の公開に対する了解が得られない等のことも想定されるため、了解が得られない場合には非公開とすることが妥当と考えられますので、その文言も追記しております。

また、地域別最低賃金及び特定最低賃金専門部会においても部会の運営規程について、同様の付帯決議の変更案をご審議いただくことを予定しています。

以上です。

(会長) ただいま、説明がありました福島地方最低賃金審議会運営規程及び議事の公開についてご意見ございませんか。

(な し)

(会 長) では、特に意見がなければ運営規程案については承認し、議事の公開の取り扱いについては変更することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、事務局提案のとおりといたします。よって、今後の審議会においては、一部非公開となる場面も出てくるのが想定されますが、その際には傍聴者には一旦退席をお願いすることも出てくるという取り扱いとなりますので、その際には事務局は傍聴者の案内等をお願いします。

(室 長) 承知しました。

(5) 審議会議事録確認者の指名について

(会 長) 続きまして、議事の(5) 審議会議事録確認者の指名を行います。

当審議会では、会長及び会長の指名した委員2人が確認することにしていきます。労働者側・使用者側から1名ずつ推薦をお願いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

(大越委員) 労働者側は大越でお願い致します。

(会 長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願いします。

(会 長) それでは 労働者側は大越委員、使用者側は佐藤委員を議事録確認者に指名することとしますので、よろしくお願いします。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いいたします。

(室 長) 確認の方法につきまして、昨年度は原則的には、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで直接ご意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても原則同じ取り扱いとさせていただき、事務局と確認者の都合により、持参することで迅速・的確な事務処理とならない場合についてはメールにて送付を行い、ご確認いただくことにしたいと考えております。

(会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ござい

ませんか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえでご確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

(6) 福島地方最低賃金審議会専門部会の設置について

(会 長) 次に、議事の(6)の福島地方最低賃金審議会専門部会の設置および廃止についてお諮りします。

事務局から説明・提案をお願いいたします。

(室 長) 最低賃金法第25条第1項において、「必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる」とされ、同条第2項において、「最低賃金の改正決定の調査審議を求められた場合、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

この場合、公示手続きなどで部会設置に相当の期間を要することから、本日の審議会において、最低賃金法第25条第1項に基づき「専門部会を設置すること」の議決をお願いいたします。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されていますので、専門部会の廃止の方法についても設置と同様に議決をお願いいたします。

(会 長) ただいま、事務局より説明・提案がありました「福島地方最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について」ご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、最低賃金法の規定に基づき、福島県最低賃金の改正について審議を行う福島地方最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金の異議申出期間が満了したときに当該専門部会を廃止することとします。

(7) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができるとするものです。

当審議会においては、かねてより本審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、審議会令第6条第5項は適用せず審議会を開催し議決する取扱いとしてきたところです。

(会長) 事務局より説明があったとおり、審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、審議会を開催し議決する取扱いといたします。

(8) 参考人の意見聴取について

(会長) 続きまして、参考人の意見聴取についてお諮りいたします。事務局より説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第5項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この規定を受け、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長は、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定により、当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

また、同法第25条第6項の規定を受けた同法施行規則第11条第2

項に、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されています。

当審議会においては、例年、施行規則第11条第2項に基づく参考人意見聴取を実施しており、意見聴取につきましては専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見を聴取してきたところで

す。

今年度につきましても、第2回専門部会で労働者側2名、使用者側1名から意見聴取を実施することを提案させていただきたいと思います。

(会長) 参考人の意見聴取について、事務局より説明・提案がありましたが、この内容で実施することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは第2回専門部会において、労働者側2名、使用者側1名から意見を聴取することにいたします。

参考人意見聴取に関する事務については、事務局でその準備をお願いします。

(室長) はい、承知いたしました。

(会長) 只今の説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

(な し)

(9) 事業場の実地視察について

(会長) 次に事業場の実地視察の実施についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第6項により、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとされています。

この規定により、委員による実地視察を行い、事業主や労働者から聴取することも必要な場合も考えられます。しかしながら、当審議会においては、平成25年度に1回視察をしておりますが、その後は、専門部会において労働者側2名、使用者側1名から参考人聴取を実施している

こと、専門部会等において、各委員から賃金に関する実情等を聞いていることから視察を省略しても審議への影響はないといった意見が多数を占めていたことから、実地視察は実施していない経過があります。

(会長) ただいま事務局より「事業場の実地視察」について説明がありました。専門部会において、参考人聴取を実施すること等により、現状においても、事業場の実地視察を省略しても当審議会における審議への影響はないものと考えられます。

事業場の実地視察の実施に関して、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

労働者側委員はいかがですか。

(大越委員) 今年度は、参考人の意見聴取ということで妥当であると考えます。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側お願いします。

(佐藤委員) 昨年までと同様、先ほど説明もあったように、必要ないと思いますので、実施しない方向でお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。公益はいかがでしょう。

(長谷川委員) 例年そのような対応を取られてきたということですが、前回平成25年とおっしゃいました。10年間実施されていないということを見ると、現場を見たほうが実感できるところが大きいのではないかと思います。公益委員としてはそのような場を見る機会もありませんので、見る機会を作っていただきたいと思います。

(森谷委員) 質問ですが、25年度に行われたときはどのような形で視察されていたのでしょうか。何か所回っていたのか、1日で回れる範囲だったのか、どこを見るかなど、分かる範囲で、当時どのようにしていたか教えてください。ただければと思います。

(室長) 会津地方の3事業所を視察したという経過を確認しております。それを1日で終えたかは定かではございませんが、こちらにつきましては確認してご報告させていただきます。

(佐藤委員) 前回視察した時は、労働者側から2社、使用者側から1社を紹介していただいて、1日で全て視察したと記憶しています。

(会長) 情報提供ありがとうございます。いかがいたしましょうか。

(基準部長) 今年度はスケジュール的に少し厳しいと思っております。事業所の

選定も事務局でも慎重に検討させていただき、ご依頼であれば来年度考えたいと思います。

また、参考人聴取の代わりという形でやると、7月中に諮問をやらなければいけないので、短期間で時期が限定されておりますので、例えば他の時期に実地調査という形で行うことができるかどうか等を踏まえ、検討させていただきたいと思っております。

(長谷川委員) ありがとうございます。今年度スケジュール的に非常に厳しいということは分かりますので、来年度、時期をずらしてそのような場を設けていただけると非常にありがたいですし、現場を見るということは、議論をする上で必要だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。それでは今年度は審議日程の関係もあり、事業場の実地視察は実施しないこととしてよろしいでしょうか。ただし、来年度に事業場の実地視察に関し、年度当初に事務局から各委員に確認していただき、検討することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) 事務局は、来年度の年度当初に確認作業をよろしく願います。

(室長) 承知しました。

(10) 配付資料の説明について

(会長) 次に、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 配布資料につきましてご説明いたします。

本日の配付資料につきましては、会議資料目次にある資料を配布させていただいており、ピンクの色紙以降が別冊となっている中央最低賃金審議会関係資料となっております。

まずは、別冊以外の資料から説明いたします。何れも下方中央のページ数で説明申し上げます。8ページから説明させていただきます。

8ページは、令和4年度の中央最低賃金審議会並びに福島地方最低賃金審議会等の開催状況です。昨年の中央最低賃金審議会では、8月2日に最低賃金改定の目安額の答申がありました。福島地方最低賃金審議会においては、7月4日・第2回審議会で県最低賃金の改正諮問、8月3

日・第4回審議会で目安額の伝達を行い、8月10日・第5回審議会で改正答申が行われました。福島県最低賃金に係る専門部会での金額審議は、8月3日（第3回専門部会）、8月4日（第4回専門部会）、8月5日（第5回専門部会）の3日間行われました。

9ページは、特定最低賃金専門部会の開催状況です。5つある特定最低賃金のうち計量器等製造業については、改正の必要性審議で必要性ありとは全会一致とならなかったため、金額改定審議はなされませんでした。他の非鉄製品製造業、電子部品等製造業、輸送用機械器具製造業及び自動車小売業については全会一致により金額改定となりました。

10ページは、令和4年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況です。

11～13ページは、業務改善助成金の交付申請に係る福島県の令和4年度の決定状況です。令和4年度における業務改善助成金の交付決定件数は資料作成時は79件で、金額は計73,574千円でしたが、その後5件が交付決定となり、合計で84件となっています。

14ページは、連合、日本経団連が発表している2023年春闘妥結状況（全国）の速報値をまとめたものです。取りまとめ時点で日本経団連については、賃金・500人未満と年間一時金は未発表となっております。

18～19ページは、本年3月24日に連合福島様より提出がありました「2023年度最低賃金行政に関する要請書」の写しです。

20ページからは、本年4月21日付け日本商工会議所・東京商工会議所の最低賃金に関する要望と同日付け日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会による最低賃金に関する要望です。

24～25ページは、5月19日に全労連東北地方協議会様、全労連北海道地方協議会様、福島県労働組合総連合様の連名により提出がありました「最低賃金引き上げと中小企業、小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」、26ページは、同日付け福島県労働組合総連合様より提出がありました「審議会の運営に関する要望書」の写しです。

27～31ページは、6月14日付けで福島県弁護士会から提出がありました「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める

会長声明」の写しです。

32～33 ページは、6月29日までに県内各市町村議会より提出のあった、「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」の提出者一覧です。59市町村議会のうち、41市町村議会から意見書が提出されています。なお、34ページに福島市議会の意見書の写を添付しました。

35 ページからは、賃金データに関する資料です。

35 ページは、毎月勤労統計調査からみる福島県の賃金（毎月勤労統計調査結果速報からの抜粋）です。事業所規模5人以上の令和4年平均の所定内給与は、231,975円で対前年比、2.0%増になっています。

36 ページは、毎月勤労統計調査結果速報データとその結果を基に試算した所定内給与の「時間額」となっています。県内の事業所規模5人以上の事業所における一般労働者一人あたりの所定内給与は、令和4年平均で279,905円、時間額は1,860円となっています。また、パートタイム労働者一人あたりの所定内給与は、令和4年平均で95,166円、時間額は1,072円となっています。

37 ページは、「賃金構造基本統計調査」の調査結果のうち、福島県における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移です。表2の企業規模5人から9人の事業所における一月当たりの所定内給与額は、令和4年で男子が290,700円、女子は210,300円となっています。

38 ページは、福島県最低賃金決定状況の推移となっております。グラフは過去10年間のものです。直前の3年間でみますと、引上げ率は、令和2年0.25%、3年3.50%、4年3.62%で、この3年間で7.52%、額にして60円引上げられています。

次に経済指標に関する資料となります。

39 ページからは、日本銀行福島支店が6月12日に発表した福島県金融経済概況です。

概況等は、39ページに記載のとおりとなっています。

45 ページからは、日本銀行が4月20日に発表した「地域経済報告」（さくらレポート）です。東北地域の金融経済概況の全体感等は、46ページに記載のとおりとなっています。

50 ページからは、福島県企画調整部統計課が5月30日に発表した「最近の県経済動向」です。総合判断等は、51 ページに記載のとおりとなっています。

82 ページからは、福島県企画調整部統計課が5月30日に発表した「福島県鉱工業指数月報」です。

次に101 ページからは、雇用・失業情勢についての資料でございます。

101 ページは、平成23年度から令和4年度までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移のグラフです。福島県の有効求人倍率は、平成24年度に1倍を超え、平成26年度以降令和元年度までは、1.4倍台以上が続いており、その後2年間は少し降下しましたが、令和4年度は再び1.4倍まで回復しました。

102 ページは、令和2年5月から本年5月までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の月次の推移のグラフです。なお、この有効求人倍率等は、受理地別の数値となっています。

次に、生計費に関する資料についてご説明します。

103 ページからは、労働行政研究所が作成した「2023年版賃金決定のための物価と生計費資料」にある「標準生計費の推移」及び「費用別・世帯人員別標準生計費」となっています。

104 ページでは、福島市における生計費の記載があり、令和4年4月では、1人世帯で152,610円、4人世帯では237,450円などとなっています。

105～106 ページからは、全国と福島市の「令和2年基準消費者物価指数時系列リスト」になっています。令和4年平均の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については105ページのとおり102.3、福島市については106ページのとおり、102.2となっています。また、令和5年5月の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については105ページのとおり105.1、福島市については106ページのとおり、104.6となっています。

107～111 ページまでは、本年3月24日に行われた「2023年度特定最低賃金5業種の「金額改正申し出」の意向表明書の写しです。なお、特定最低賃金の改正申出書の提出は、7月14日（金）に行われる予定となつ

ています。

冊子末尾には最低賃金のちらし2種類、賃金引き上げ特設ページ開設案内のちらし、業務改善助成金の案内リーフレットをお入れしています。

次にピンクの色紙以降の別冊としている中央の情勢に関する資料です。3種類に分けてあります。一つ目は令和5年4月6日の目安制度の在り方に関する全員協議会報告。二つ目は6年5日に開催された第66回中央最低賃金審議会配布資料。三つめは第1回目安に関する小委員会で配布された資料でございます。

まず、ピンクの色紙の後ろの資料「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」については、報告がなされた直後に委員の皆様にお送りさせていただいているものと同じ資料となっております。

続きまして、黄緑の色紙の後ろの資料「第66回中央最低賃金審議会資料」については、6種類の資料が配布されています。先ほどの諮問説明の際に若干触れさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

黄色の色紙の後ろの資料「第1回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

1ページからは「主要統計資料」となります。2から4ページに資料の標題が記載されています。5ページから、「全国統計資料編」となっています。全国統計資料編として、主要指標の推移、有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況、夏期賞与・一時金妥結状況、消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）、地域別最低賃金額（時間額）・未満率及び影響率の推移などの資料があります。

38ページ以降は、都道府県統計資料編となります。

39ページが、各種関連指標として都道府県別の1人当たり県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額となっております。Bランク、下から5番目の福島県の1人当たり県民所得は令和元年度で、2,942,000円、東京を100とした時の指数51.1、全国順位は第28位となっております。ちなみに、平成30年度は2,943,000円、東京を100とした時の指数54.3、全国順位は第25位となっていました。また、標準生計費月額（令和4年4月）は、4人世帯で237,450円、東京を100とした時

の指数 98.8、全国順位は第 6 位となっています。

40 ページが有効求人倍率の推移、41 ページが失業率の推移、42 ページから賃金・労働時間の実情と推移、46 ページから消費者物価指数等の推移、51 ページから労働者数等の推移となっています。

54 ページ以降は、業務統計資料編となっています。

業務統計資料のうち、55 ページは、全国の令和 4 年度の地域別最低賃金の審議・決定状況です。資料下部備考に記載のとおり、全国加重平均の時間額は 961 円です。

56 ページは、平成 25 年度から令和 4 年度の都道府県別の目安と改定額との関係の推移です。

57 ページは、平成 25 年度から令和 4 年度の効力発生年月日の推移です。

58 ページは、全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移です。

59 ページは、最高額と最低額及び格差の推移です。令和 4 年度の最高額は東京の 1,072 円に対して、最低額は青森ほか 9 県の 853 円で、その差は 219 円（格差 79.6）となっています。

60 ページは、平成 25 年度から令和 4 年度の地域別最低賃金引上げ率の推移です。

61 ページは、平成 25 年から令和 4 年の全国における最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。

62 ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の業種別の法違反の全国状況です。

74～119 ページは、足下の経済状況等に関する補足資料です。

75 ページには、2022 年 1 月から 6 月にかかる内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断です。

76 ページは、連合の春季賃上げ妥結状況の集計結果をもとに本省が作成した賃上げ率の推移の資料となっております。

77 ページには、経団連の春季労使交渉、大手企業・中小企業の回答状況をもとに本省が作成した月例賃金引上げの推移の資料となっております。

79～82 ページまでは、地域別（ランク別）の状況についての各種資料となっております。

83 ページから 88 ページまでは、産業別の状況についての各種資料となっております。

89～94 ページまでは、消費者物価についての各種資料となっております。

95～98 ページまでは、倒産の動向資料となっております。

99～119 ページまでは、経済対策・中小企業への支援策についての資料となっております。

120 ページは、第 2 回から第 4 回までの目安に関する小委員会の開催予定案についての資料です。

121 ページからは、最低賃金に関する調査研究についての各種資料となっております。

その他、机には「令和 5 年度福島労働局の行政運営方針のあらまし」、「最低賃金決定要覧」を置かせていただいております。運営方針については、今年度の当局の重点施策を載せていますので参考に、最低賃金決定要覧については、審議の参考図書として使用していただきたいと思っております。

配付資料の説明は以上です。

(会 長) 只今の説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

(金成委員) ご説明いただきありがとうございます。統計資料ですので、なかなかわかりにくいかもしれませんが、本資料の103ページ、労働行政研究所様がまとめたと思いますが、標準生計費の推移のグラフが、令和 4 年度、福島市だけが非常に高くなっているという点が少し気になりました。母数ですとか、特徴的なことが分かるのであれば教えていただきたいと思っております。

もう 1 点、同様に黄色の方の資料39ページ、目安委員会の資料になりますが、標準生計費、福島が237,450円で全国順位が 6 位になっております。昨年資料がないので分かりませんが、昨年の順位や金額とあまり変わらないのかどうか、次回で結構ですので教えていただければと思います。

(室 長) 103ページのご質問いただいた点ですが、事務局でも調べましたが、一人当たりの住居費が動かしにくいので、その年によってだいぶ違うようで、県の人事委員会の資料にもこちらが用いられていましたので、間違いではないのですが、その年によって変動がかなりあるデータらしいということ

は分かったところでございます。

(会長) 103ページのこの表についてですが、標準生計費の着目する対象が、1人世帯18歳程度というところが、一般的にこのようなところで引用するスペックと違うような気がします。18歳で1人で暮らしている人の生計費というのは、このような場に出てくるのはふさわしくないのかなと思いますが、最賃でそのぐらいで働いている若者に注目するという趣旨であれば分かりますが、18歳の一人世帯をわざわざ取り出している理由というのが、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

(室長) 事務局として確認させていただきます。

(塩澤委員) 労働側からすれば、春闘の中でも18歳見合いというところの議論を多くしております。これが最低賃金であったり、高卒初任給の議論で多く使われるのが18歳になりますので、そのようなことを用いているのかなと、我々労働側としては、そのような認識を持っております。

(会長) 福島市の住居費というのが、全国や東京と比べて、実額でここまで違うということが解せないというところがあります。改めてお調べいただければと思います。

(基準部長) 事務局でも検討させていただき、次回、お諮りさせていただければと思います。

(塩澤委員) 資料11ページ、令和4年度の業務改善助成金交付申請の決定状況がございしますが、申請の決定条件であって、例えば申請だけという事業所があったのかどうか教えていただければと思います。13ページの引き上げ前と引き上げ後の金額が一緒になっているので、単純に記載ミスなのかどうか教えていただきたいと思います。

(室長) ここに出しているものは交付決定ですので、申請されて決定し支給したというものです。令和4年度で、交付決定、支給したものが79件プラス5件で84件になります。

また、引き上げ前、引き上げ後の数字は、雇均室に確認しますので、後日お答えさせていただきたいと思います。

(会長) よろしく願いいたします。

(11) 次回の審議日程について

(会長) 次に、次回の審議会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 中央最低賃金審議会の目安の諮問が6月30日(金)に行われたところですが、今後の審議日程が公表されていないものの、これまでの日程等を参考に中央最低賃金審議会の答申日を想定すると、諮問後概ね1か月で目安答申が行われていたことを踏まえ、第2回審議会を8月1日(火)午後2時30分より合庁3階会議室にて開催し、目安額の伝達を行いたいと思っています。

また、第1回専門部会につきましては、7月19日(水)午後1時30分より合庁4階会議室にて開催したいと思っております。

8月までの審議日程の予定をお配りさせていただきました。中央の状況が見通しとおりにならなかった場合には変更せざるを得ませんが、委員の皆様には、ご多忙のところ大変恐縮ですが、日程確保に特段のご配慮をお願い申し上げます。

(会長) 事務局から次回の審議日程について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

(高橋委員) 日程の確認よろしいでしょうか。

決定事項としては、7月19日に第1回専門部会をやるということで、8月1日の第2回は流動的ということでしょうか。

(室長) 中央の答申の状況を見て、ということになります。今までの状況を見ますと諮問から1か月程度で答申という状況でございますので、8月1日を予定させていただいたというところでございます。

(高橋委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) それでは、次回の審議会等は事務局から説明された日程で進めることにしますので、各委員におかれましては日程の確保をお願いします。

(11) その他

(会長) これまでの内容以外にご質問等があればお願いいたします。

(な し)

4 閉 会

(会 長) 以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。